３　新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

４　東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

５　東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（航空管制官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空機の航行の方法に関すること。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。

五　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六　電話による飛行場航空情報に関すること。

七　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

６～30　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

２　（略）

３　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、神戸空港出張所、岡山空港出張所、佐賀空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

４　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所、佐賀空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を除く。）。

四　航空情報（電話による航空情報を除く。）に関すること。

五　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

六　電話による飛行場航空情報に関すること。

七　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

４　新千歳空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

５　東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第三項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

６～30　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

２　（略）

３　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、神戸空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

４　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

５　（略）